

平成20年度事務事業評価実施基準

1 目的

事務事業評価を行うことで、事業の目的、目標及び人件費を含む事業費を明らかにするとともに、その成果を指標として数値化し、市民の視点に立った成果重視の市政への転換を図り、効率的で質の高い市政を実現し、市民に対する説明責任を全うすることを目的とする。

2 評価対象

事務事業評価の評価対象は、厚木市総合計画の実施計画事業を評価対象とする。

3 評価内容

(1) 事業の実施結果の評価〔事業を実施した時点（平成19年度）の判断〕

事業の実施結果を必要性、優先性・緊急性、経済性・効率性、有効性(代替性・手段手法)、公平性の視点で評価する。

(2) 今後の方向性〔平成21年度以降の方向性〕

事業の今後の方向性は、拡大、継続、見直し（改善・縮小・統合）、廃止で評価し、平成20年度までに事業が終了（完了）する場合は、今後の方向性は「完了」とする。

4 評価者

(1) 自己評価 課長職が行う。

(2) 一次評価 部長職が次長職と協議して行う。

(3) 二次評価 行政評価委員会が行う。

5 実施内容等

平成19年度に実施した事務事業等の事後評価を二次評価まで行う。

6 評価の活用

評価結果は、平成21年度の予算編成、厚木市総合計画の実施計画事業の点検等に活用する。

7 市民への公表

評価結果は、市ホームページ、広報等により市民に公表する。

行政評価（事務事業評価） 「今後の方向性」の定義

今後の方向性		説明	イメージ
A	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業に事業範囲や数量、メニュー等を上乘せして充実を図るもの。 優先性、緊急性など視点から、拡大（充実）する具体的内容が明確であり、推進計画、政策会議等において、事業拡大が庁内合意されているもの。 一連の事業で、事業の性質上予算が増額となるものは「継続」とする。 例）計画策定（調査 策定）、イベント（準備 本番）、ハード（設計 工事） 	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容など現状の水準を維持し、継続するもの。 	
C	見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容、事業の制度、手法等を見直すもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動内容等を見直すことで、効果の向上が図れると認められる事業 	
	見直し（縮小）	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業の事業範囲や数量、メニュー等を減らすもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用負担を軽減しても効果が下がらない事業 費用負担を軽減しても市民サービスの低下をもたらさない事業 目的からみて対象が過大であると認められる事業 	
	見直し（統合）	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業に統合されるもの。 他の事業に統合されるもののみ「統合」とする。 他の事業を吸収するものについては、その事業自体の方向性で判断する。 	
D	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・内容は達成していないが、事業を継続しないもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の関与の妥当性が認められない。 目的の妥当性が認められない。 事業効果が認められない。 外部環境の変化などにより目的達成が困難と認められる。 新規事業の投入により必要性が低下したと認められる。 	
E	完了	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・内容が 18 年度に達成したもの、もしくは 19 年度に達成するもの。 施設の整備等、予定通り事業が終了するもの 	